令和4年調査からの農業経営統計調査の変更

── 青色申告による区分の導入 ──

主任研究員　小針美和

1　農業経営統計調査の抱える課題

農業経営統計調査は、ミクロベースで農業経営の実態を定量的に把握する重要な統計調査として、統計法にもとづく「基幹統計調査」に指定されている。近年、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPM(証拠に基づく政策立案)が進むなかで、農政推進における農業経営データの分析・活用はより重要となっている。

一方で、農業経営の構成要素は多岐にわたるため調査項目数が多く「営農類型別経営統計」では約600項目に及ぶ。また、個人情報保護の意識が高まるなかで、農業者が経営の細部にわたる情報を他者に提供することへの忌避感も強まっている。

さらに、農林水産省地方統計職員の平均年齢は50歳を超え、今後10年間に退職者が大きく増加するため調査に必要な労力の確保が困難になることが懸念され、同調査の実施にかかる負担軽減は喫緊の課題となっている。

そのため、統計の利活用に必要な調査項目の精査と負担軽減のバランスを考慮した調査体系への見直しが必要とされている。

2　調査の重点化

調査実施者である農林水産省は、全回答者に同一の調査を実施するのではなく、報告者の属性により区分し調査内容や項目数を変える「ロングフォーム・ショートフォーム方式」を令和４年調査から導入することを提起した。

具体的には、個人経営体向け調査を「詳細調査」と「基本調査」に分け、詳細調査については基本的にこれまでの調査票を踏襲する。一方で、基本調査は収益関係の項目を中心とし、貸借対照表等は含まない設計とした(第１表)。これにより、基本調査の項目数は35％削減され、389項目となる。

詳細調査の対象とする経営体の選定にあたっては、「効率的かつ安定的な農業経営」を実現する「担い手」に相当する経営体の情報が重要とされたが、「担い手」は農政上の概念で統計データ等にもとづく明確な定義ではない。そのため、当初の農林水産省案では「担い手」に近似する定義として、農業従事者の年齢と農業所得の比率により個人経営体を区分する、農林業センサスの「主副業別分類」を援用し(第２表)、詳細調査の対象を「主業経営体及

第1表　個人経営体向け調査の調査項目

		詳細調査	基本調査
1	現況	○	○
2	損益計算書【転記項目】	○	○
3	事業収支の概要【転記項目】	○	○
4	土地面積	○	○
5	生産概況、農産物・受託収入	○	○
6	制度受取金・積立金等	○	○
7	労働の概要	○	○
8	貸借対照表【転記項目】	○	×
9	投資と資金調達の状況	○	×
10	主要農業固定資産の状況	○	×
11	指定品目関係	○	×
12	農業生産関連事業収支	○	×
調査項目数		576	389

資料　第105回統計委員会産業統計部会資料(農林水産省提出)をもとに作成

第2表　農林業センサスにおける個人経営体の主副業別分類

		総所得に占める農業所得の比率	
		50%以上	50%未満
自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員	いる	主業経営体(23.1万経営体)	準主業経営体(14.3万経営体)
	いない	副業的経営体(66.4万経営体)	

資料　第1表に同じ
(注)　カッコ内の経営体数は20年センサス結果にもとづく。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

び準主業経営体」、基本調査の対象を「副業的経営体」としていた。

3　青色申告にもとづく新たな区分の提案

同調査は基幹統計調査であるため調査方法等の変更には総務省統計委員会（産業統計部会）への諮問・答申を必要とする。

審議においては、詳細調査の区分のあり方が焦点となった。委員からは「経営面積や販売額等の経営規模での区分は考えられないのか」「10ha以上の経営体に占める副業経営体の割合は２割を超えるなど、副業的経営体のなかにも『担い手』に該当する経営体があり、この区分では把握すべき経営体を捕捉できていないのではないか」「高齢化が進む農業現場の実態と合わない」など、農業従事者の年齢（65歳）のみを基準とする主副別分類は区分としてそぐわないとする意見が多数を占めた。

２回目の審議では、これらの意見を踏まえ、税務申告における青色申告実施状況を軸とすることが委員から提案された。その理由として、青色申告により経営内容を明確にすることは経営高度化に不可欠で、すでに、青色申告の実施状況は担い手政策における政策評価の測定指標とされている。また、「担い手のセーフティネット」として措置されている収入保険への加入要件ともなっているなど、“経営”として農業を営むことを示すメルクマールとして有用であるとしている。

さらに、財務諸表に関する項目の転記が可能で回答者の負担抑制につながること、青色申告実施の有無は2020年センサスの調査項目のため標本抽出が可能であることなど、調査のフィージビリティの観点からもメリットがあるとされた。

農林水産省は、この代替案を有効としたうえで、農政の実務において主業経営体のデータが多く活用されていること、統計データの連続性の観点等から、主業経営体・準主業経営体は青色申告に関わらず全ての経営体を対象とすることが望ましいとした。

また、この統計は全営農類型の経営体を対象としており、営農類型によって事業規模や収益性は大きく異なるため経営規模による区分は適切ではない。しかし、20年センサスの組替集計により副業的経営体における農産物販売規模別の青色申告実施状況をみると、500万円未満の経営体では２割にとどまるが、500万円以上の経営体ではほぼ７割が青色申告を実施しており、青色申告による区分は一定以上の規模を有する経営体の抽出にもつながることが説明された。

以上を踏まえて、詳細調査は主業経営体および準主業経営体に加え、副業経営体のうち青色申告を実施している経営体も対象とすることで委員の意見が一致し、21年７月30日の第166回統計委員会においてその旨が採択された。また、論点となった農林業センサス主副業別分類については、「農業経営統計調査の審議を契機とする部会長メモ」として、25年センサス計画策定での統計改善が具申された。

4　さらなる統計の利活用に向けて

今回の見直しにより、令和４年調査からは青色申告の実施状況にもとづく新たな集計値が公表される。精度の高い申告書データにもとづくより精緻な分析が可能となることで農業経営分析の幅が広がるとともに、青色申告の実施率と経営データ分析の組み合わせや、収入保険の効果測定など、新たな切り口による政策評価にも資すると考えられる。

また、組合員の青色申告を支援しているJAでは、組合員データと青色申告実施者全国平均との比較など、新たな経営改善提案につながる分析も可能となる。農業関係者の積極的なデータ利活用を期待したい。

（こばり　みわ）